

委員会提出議案第 3 号

相模原市議会会議規則の一部を改正する規則について
相模原市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成 26 年 8 月 25 日提出

提出者 相模原市議会議会運営委員会委員長 阿 部 善 博

相模原市議会会議規則の一部を改正する規則

相模原市議会会議規則(昭和 42 年相模原市議会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 133 条の見出し中「委員会出席」を「委員会出席等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 委員会は、第 1 項の説明を聴いた場合において、更に必要があると認めるときは、請願者の意見を聴くことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案の理由

相模原市議会基本条例(平成 26 年相模原市条例第 37 号)の制定に伴い、委員会において請願者の意見を聴くことに係る規定を追加いたしたく提案するものである。

委員会提出議案第 4 号

相模原市議会委員会条例の一部を改正する条例について
相模原市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 26 年 8 月 25 日提出

提出者 相模原市議会議会運営委員会委員長 阿 部 善 博

相模原市議会委員会条例の一部を改正する条例
相模原市議会委員会条例(平成 4 年相模原市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 30 条を第 31 条とし、第 29 条を第 30 条とし、第 28 条の次に次の 1 条を加える。

(請願者及び陳情者の意見陳述)

第 29 条 請願者及び陳情者の意見陳述については、前条の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

相模原市議会基本条例(平成 26 年相模原市条例第 37 号)の制定に伴い、議会が請願者及び陳情者の意見を聴く機会の手続に係る規定を追加いたしたく提案するものである。

委員会提出議案第 5 号

相模原市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について
相模原市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定
する。

平成 26 年 8 月 25 日提出

提出者 相模原市議会議会運営委員会委員長 阿 部 善 博

相模原市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
相模原市証人等の実費弁償に関する条例(平成 18 年相模原市条例第 4 号)の一部
を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 相模原市議会基本条例(平成 26 年相模原市条例第 37 号)第 14 条第 1 項
後段及び第 2 項の規定により議会が意見を聴く機会として開く会議に出席した
者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

相模原市議会基本条例(平成 26 年相模原市条例第 37 号)の制定に伴い、議会
が意見を聴く機会として開く会議に出席した者の実費弁償に係る規定を追加いた
したく提案するものである。